TCA Information

令和７年９月２２日

基礎的電気通信役務支援機関
TCA一般社団法人電気通信事業者協会
Telecommunications Carriers Association

電話のユニバーサルサービス（第一号基礎的電気通信役務）制度に係る
① 令和８年の番号単価の算定
② 第一種交付金の額及び交付方法並びに第一種負担金の額及び徴収方法についての総務大臣への認可申請
について

一般社団法人電気通信事業者協会（会長 島田 明）は、電話のユニバーサルサービス制度に係る令和８年の番号単価について、９月１９日開催の支援業務諮問委員会（委員長 岡田 羊祐 成城大学 社会イノーベーション学部 教授）の答申を受け、下記１のとおり算定したことをお知らせいたします。

併せて、同諮問委員会の答申を受け、電気通信事業法第１０９条第１項に基づき令和８年における第一種交付金の額及び交付方法についての認可申請を、また、同法第１１０条第２項に基づき第一種負担金の額及び徴収方法についての認可申請をそれぞれ、総務大臣へ行いました。

この認可申請の概要は、下記２及び３のとおりです。

記

１　番号単価について

令和８年１月以降の電話番号数に基づき負担する番号単価を次のとおり算定しました（算定の方法等は、別紙１のとおりです）。

１電話番号当り　２円／月　（ＮＴＴ東日本・西日本の合算番号単価）
（内訳）
ＮＴＴ東日本に係る番号単価　：　１電話番号当り　1.17381252 円／月
ＮＴＴ西日本に係る番号単価　：　１電話番号当り　0.82618748 円／月

総務大臣より認可を受けた場合には、この番号単価により、令和８年１月以降の電話番号数に基づき、電気通信事業法第１０９条第１項及び第１１０条第２項の規定により電話のユニバーサルサービス制度に係る第一種交付金、第一種負担金の額を算定し、交付、徴収の所要の手続きを行うものであります。

２　第一種交付金の額及び交付方法の認可申請について

各第一種適格電気通信事業者（ＮＴＴ東日本・西日本）の第一種交付金の額及び交付方法について、以下の内容で認可申請を行いました（申請書の概要は別紙２のとおりです。）。

（１）第一種交付金の額の算定（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下「第一号算定等規則」という。）第５条第１項

ア　ＮＴＴ東日本
〇ＮＴＴ東日本の交付金額 ＝ ＮＴＴ東日本の補てん対象額
― ＮＴＴ東日本の算定自己負担額

イ　ＮＴＴ西日本
〇ＮＴＴ西日本の交付金額 ＝ ＮＴＴ西日本の補てん対象額
― ＮＴＴ西日本の算定自己負担額

参考　ＮＴＴ東日本・西日本の補てん対象額は、下表のとおりです。

	ＮＴＴ東日本	ＮＴＴ西日本	ＮＴＴ東西合計
アナログ電話に係る加入者回線 （第一号算定等規則第５条第１項第１号に係るもの）	1,790,310,364 円	1,043,623,615 円	2,833,933,979 円
アナログ電話に係る緊急通報 （第一号算定等規則第５条第１項第２号ロに係るもの）	6,761,871 円	4,201,711 円	10,963,582 円
第一種公衆電話に係るもの （第一号算定等規則第５条第１項第３号及び第４ 号に係るもの）	2,024,803,477 円	1,642,200,402 円	3,667,003,879 円
補てん対象額の合計	3,821,875,712 円	2,690,025,728 円	6,511,901,440 円

（２）交付方法

ア 交付手段
・第一種交付金の交付は、銀行振込により行う。

イ 第一種交付金額の通知
・令和８年４月から令和９年３月（いずれも予定）までの間、毎月、ＮＴＴ東日本・西日本に対して、第一種交付金額を通知する。

ウ 第一種交付金の交付期限
・毎月の第一種交付金額の通知の日の属する月の翌月までに第一種交付金を交付する。

エ 各月の第一種交付金の計算方法

・各接続電気通信事業者等から徴収した各月の第一種負担金の額から、以下の計算方法に従い、ＮＴＴ東日本・西日本ごとの各月の第一種交付金の額を計算する。

〇令和８年４月から令和９年２月（いずれも予定）までの間、毎月、第一種適格電気通信事業者に対して通知を行う第一種交付金の額の計算方法

＝各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該適格電気通信事業者に係る第一種負担金の額の合計額

$$\times \left(\frac{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額＋支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額}} \right)$$

〇認可申請書には、この他に令和９年３月（予定）に第一種適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金額の計算方法等についても記載している。

３　第一種負担金の額及び徴収方法の認可申請について

第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額及び徴収方法について、以下の内容で認可申請を行いました（申請書の概要は、別紙３のとおりです。）。

（１）第一種負担金の額の算定（第一号算定等規則第２７条第１項）

ア 各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額は、ＮＴＴ東日本・西日本ごとに算定する。

イ 以下の要件を充足する接続電気通信事業者等ごとに算定する。

（ア）前年度の電気通信事業収益が１０億円を超える事業者

（イ）令和７年度において、当該電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を最終利用者に付与している事業者

（２）各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額

平成１８年総務省告示第４２９号に定める方法に従って算定するＮＴＴ東日本・西日本ごとの番号単価に、第一号算定等規則第２７条第４項により総務大臣から通知される当該接続電気通信事業者等の各月末の算定対象電気通信番号の数をそれぞれ乗じて得た額とする。

（上記の算定にあたり、整数未満の端数があるときは、四捨五入）

（３）その他第一種負担金の算定に係る申請事項

その他の負担事業者の負担額が電気通信事業法施行令第２条に定める限度割合（３％）を超えることとなる場合の取り扱い、及び第一種適格電気通信事業者が同じ規定に該当となった場合の取り扱いについて申請書に記載している。

（４）第一種負担金の徴収方法及び納付期限

ア 第一種負担金の納付手段

・第一種負担金の納付は、銀行振込により行う。

イ　第一種負担金額の通知

・第一種負担金の納付額等を相互に確認するため、第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等に対し、以下の事項を通知する。

① 各月の第一種負担金の額

② 納付期限

③ 納付する口座名義・口座番号

・第一種負担金の額の通知については、令和８年１月から１２月（いずれも予定）までの各月の算定対象電気通信番号に係る第一種負担金の額を、それぞれ金額の確定する令和８年４月（予定）以降毎月行うこととする。

ウ　第一種負担金の納付期限

・毎月の番号数報告期限の翌月の２５日までとする。

エ　延滞金の納付

・納付期限までに第一種負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数について、日１万分の４の割合を乗じた延滞金を納付するものとする。

関連する内容につきまして、当協会のホームページにも掲載しております。

https://www.tca.or.jp/universalservice/

別紙１

電話のユニバーサルサービス制度における番号単価の算定について

令和７年９月１９日

一般社団法人 電気通信事業者協会
第一種基礎的電気通信役務支援業務室

１．令和６年度におけるＮＴＴ東日本・西日本のユニバーサルサービス収支表(第一号基礎的電気通信役務収支表)について

・令和６年度におけるＮＴＴ東日本・西日本のユニバーサルサービス収支の状況は、ＮＴＴ東日本で▲２５８億円、ＮＴＴ西日本で▲３９１億円の赤字（東西計で▲６４９億円）となっている。

・なお、ＮＴＴ西日本において、令和６年度決算において計上した災害特別損失３１億円のうち、ユニバーサルサービス相当１３億円を営業費用に含めた場合の営業損益は、▲４０４億円の赤字となっている。

〇令和６年度ユニバーサルサービス収支表（単位：百万円）

	ＮＴＴ東日本							ＮＴＴ西日本								
	営業収益	営業費用					営業利益	営業収益	営業費用					営業利益	災害特別損益の利益への影響	影響考慮後の利益
			管理部門費用			利用部門				管理部門費用			利用部門			
				公衆削減以外費用	公衆電話削減費用						公衆削減以外費用	公衆電話削減費用				
加入電話	120,195	143,981	104,417	104,417	－	39,564	▲23,786	113,361	150,658	117,376	117,376	－	33,282	▲37,297	▲1,318	▲38,616
基本料	120,195	143,855	104,293	104,293	－	39,562	▲23,660	113,361	150,582	117,304	117,304	－	33,278	▲37,222	▲1,318	▲38,540
緊急通報	－	126	124	124	－	2	▲126	－	76	72	72	－	4	▲76	－	▲76
第一種公衆電話	102	2,099	2,053	1,555	498	46	▲1,997	74	1,602	1,588	1,084	504	14	▲1,528	▲3	▲1,532
市内通信	102	2,094	2,048	1,551	497	46	▲1,992	74	1,597	1,583	1,080	503	14	▲1,523	▲3	▲1,527
緊急通報	－	5	5	4	1	－	▲5	－	5	5	4	1	－	▲5	－	▲5
ワイヤレス固定電話	3	46	24	24	－	22	▲43	4	295	218	218	－	77	▲291	－	▲291
基本料	3	46	24	24	－	22	▲43	4	295	218	218	－	77	▲291	－	▲291
緊急通報	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0	－	0	0	－	－
合計	120,301	146,126	106,493	105,995	498	39,633	▲25,825	113,439	152,556	119,182	118,677	504	33,374	▲39,117	▲1,322	▲40,439
前年度	127,766	152,597	110,053	109,640	414	42,544	▲24,831	122,357	153,593	117,829	117,574	255	35,764	▲31,235	－	－
増減	▲7,465	▲6,471	▲3,560	▲3,644	84	▲2,911	▲994	▲8,918	▲1,037	1,353	1,103	249	▲2,390	▲7,882	－	－
効率化率	5.8%	4.2%	3.2%	3.3%	－	6.8%	4.0%	7.3%	0.7%	▲1.1%	▲0.9%	－	6.7%	25.2%		

２．電話のユニバーサルサービスに係る補てん額の算定について

電話のユニバーサルサービスに係る補てん額の算定は、ＮＴＴ東日本・ＮＴＴ西日本ごとに以下の算出方法により算定する。

トラヒック移行割合で加重平均
PSINモデル：IPモデル
１年目　91%　：　9%
２年目　66%　：　34%
３年目　約17%　：　約83%　※1

＜補てん対象額の算出方法＞

IP網への移行のために、補てん対象額においては、第一号算定等規則に基づき次のとおり算定する。

（１）ＬＲＩＣ（ＰＳＴＮモデル）を用いて算出した①＋②＋③＋④の合計額に約１７％を乗じた額

（２）ＬＲＩＣ（　ＩＰモデル　）を用いて算出した①＋②＋③＋④に合計額に約８３％を乗じた額

①：**加入電話基本料（ワイヤレス固定電話を含む）**に係るベンチマーク（全国平均＋２σ）以上の費用

ＬＲＩＣで算出した１回線あたりの費用を用いて全国の平均費用＋２σをベンチマークとして設定し、各社ごとにベンチマーク以上の費用を算出

②：**加入電話緊急通報（ワイヤレス固定電話を含む）**に係る高コスト回線（4.9%）の合計費用

ＬＲＩＣで算出した１回線あたりの費用を用いて全国の高コスト回線の上位4.9%を特定し、各社ごとに高コスト回線に該当する回線の１回線あたりの費用の合計を算出

③：**第一種公衆電話市内通信**に係る赤字

④：**第一種公衆電話緊急通報**に係る赤字

ＬＲＩＣで算出した原価（報酬額等を含む。）と第一号基礎的電気通信役務収支表（以下「収支表」という。）上の収入により算定した収支（赤字額）と実際の営業費用に報酬額等を加えたものと収支表上の収入により算定した収支（赤字額）を比較した上で、低い額を採用

＜比較方法のイメージ図＞

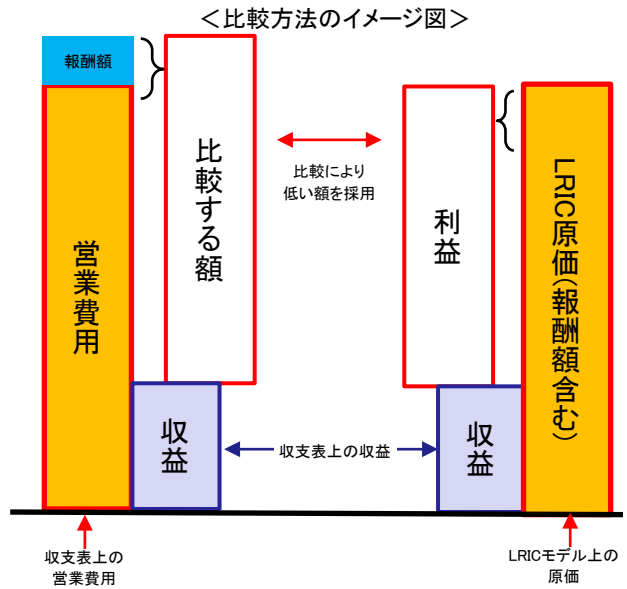

※1　移行割合は、2024年12月までの割合（PSTN：IP＝33%：77%）と2025年1月以降の割合（IP：100%）の加重平均により算出

① IPモデル　：　(0.77×(275/365))＋(1×(90/365))＝0.826712328767123（約83%）

② PSTNモデル：　1 - ① ＝ 0.173287671232877（約17%）

３．電話のユニバーサルサービスに係る補塡対象額の算定について

①加入電話・基本料
※ワイヤレス固定電話を含む

＜補てん対象額の算定方法＞
「全国平均費用＋標準偏差の２倍」（基準単価）をベンチマークとし、これを超える部分を補てん対象額とする。＜ベンチマーク方式＞（算定に当ってはＩＰ電話への移行回線数を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算）

（提供エリア全体の収益・原価〔億円〕）

	収益	原価（報酬を含む）			赤字	（参考）加入電話回線数（万回線）※光IP補正有
		管理部門	利用部門	合計		
NTT東日本	1,200	1,885	343	2,228	▲1,028	1,972
NTT西日本	1,132	1,838	327	2,165	▲1,033	2,093
合計	2,332	3,723	670	4,393	▲2,061	4,065
（参考）前年度	2,495	4,221	718	4,939	▲2,444	4,161
増減	▲163	▲499	▲48	▲546	＋383	▲96

（参考）加入電話緊急通報の補てん対象額算定の仕組み

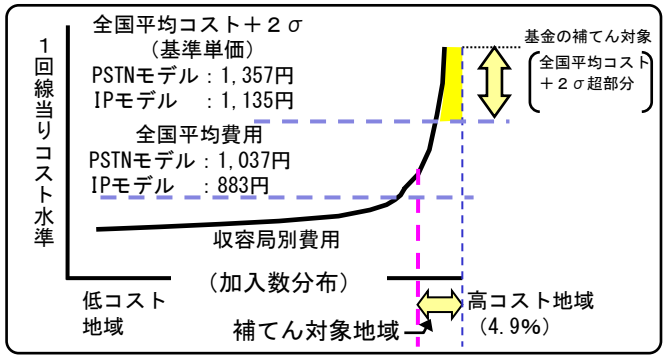

（百万円）

PSTNモデル

	A	B	C	A-B+C	（参考）	
	補塡対象地域の実績原価	対象回線数に基準単価を乗じた額（基準原価）	基準単価を下回る額	基準原価を上回る額	加入電話回線数（万回線）	回線割合
NTT東日本	25,892	26,954	2,772	1,710	165.6	(4.1%)
NTT西日本	6,366	5,461	179	1,085	33.5	(0.8%)
合計	32,259	32,415	2,951	2,794	199.1	(4.9%)

（百万円）

IPモデル

	①	②	③	①−②+③	（参考）	
	補塡対象地域の実績原価	対象回線数に基準単価を乗じた額（基準原価）	基準単価を下回る額	基準原価を上回る額	加入電話回線数（万回線）	回線割合
NTT東日本	20,858	19,689	638	1,807	143.9	(3.5%)
NTT西日本	8,407	7,561	190	1,035	55.3	(1.4%)
合計	29,265	27,251	828	2,842	199.1	(4.9%)

×約０．１７
（PSTNモデルとIPモデルの加重平均）
×約０．８３

補てん対象額
2,834百万円

②加入電話・緊急通報
※ワイヤレス固定電話を含む

＜補てん対象額の算定方法＞
基本料の高コスト上位4.9%（東西計）の加入者回線数に対応した原価

（提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕）

	収益	原価（報酬を含む）			赤字	（参考）加入電話回線数（万回線）※光IP補正無
		管理部門	利用部門	合計		
NTT東日本	ー	65	2	66	▲66	553
NTT西日本	ー	46	3	49	▲49	526
合計	ー	111	4	115	▲115	1,079
（参考）前年度	ー	226	2	228	▲228	1,258
増減	ー	▲115	＋2	▲113	＋113	▲179

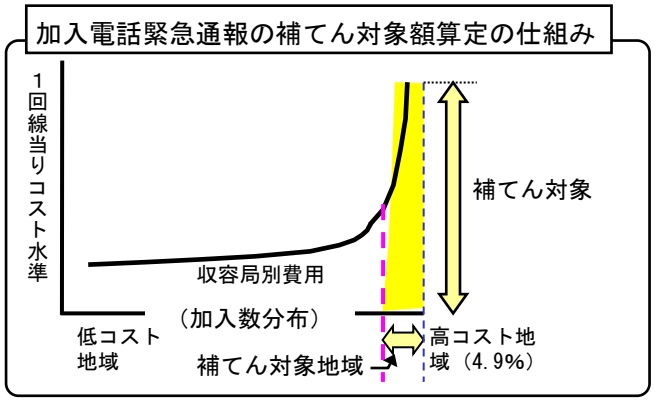

（百万円）

PSTNモデル	補填対象地域に相当する原価	加入電話回線数（万回線）	回線割合
NTT東日本	18	27.0	(2.5%)
NTT西日本	13	25.9	(2.4%)
合計	31	52.9	(4.9%)

×約０．１７

（百万円）

IPモデル	補填対象地域に相当する原価	加入電話回線数（万回線）	回線割合
NTT東日本	4	26.7	(2.5%)
NTT西日本	2	26.1	(2.4%)
合計	7	52.9	(4.9%)

×約０．８３

PSTNモデルとIPモデルの加重平均

補てん対象額

１１百万円

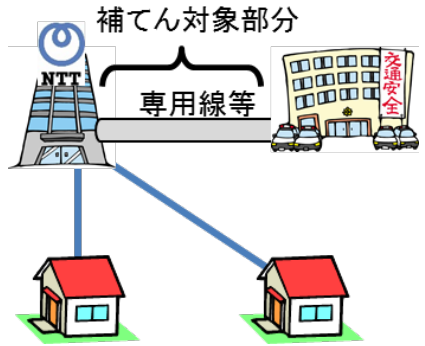

③第一種公衆電話（市内通信）

＜補てん対象額の算定方法＞
「原価－収益」の収支差額

：採用する額

（百万円）

PSTNモデル	LRICモデル							実際の費用		
	①収益	②原価	設備管理部門			利用部門	利益（①－②）	モデルと比較する額（③－④）	③営業費用－利益	④報酬額等
				公衆電話撤去費用以外	公衆電話撤去費					
NTT東日本	102	2,160	2,123	1,627	497	37	▲2,058	▲2,180	▲1,992	188
NTT西日本	74	1,861	1,848	1,345	503	13	▲1,787	▲1,640	▲1,527	114
合計	176	4,020	3,971	2,972	999	49	▲3,844	▲3,820	▲3,518	302

（百万円）

IPモデル	LRICモデル							実際の費用		
	①収益	②原価	設備管理部門			利用部門	利益（①－②）	モデルと比較する額（③－④）	③営業費用－利益	④報酬額等
				公衆電話撤去費用以外	公衆電話撤去費					
NTT東日本	102	2,118	2,082	1,585	497	37	▲2,016	▲2,180	▲1,992	188
NTT西日本	74	1,839	1,826	1,323	503	13	▲1,765	▲1,640	▲1,527	114
合計	176	3,957	3,908	2,909	999	49	▲3,781	▲3,820	▲3,518	302

	モデル	採用した額	加重平均のための比率	補てん対象額
NTT東日本	PSTNモデル	▲2,058	約0.17	▲2,023
	IPモデル	▲2,016	約0.83	
NTT西日本	PSTNモデル	▲1,640	約0.17	▲1,640
	IPモデル	▲1,640	約0.83	
合計				▲3,664

④第一種公衆電話・緊急通報

＜補てん対象額の算定方法＞
「原価－収益」の収支差額

：採用する額

（百万円）

PSTNモデル	LRICモデル							実際の費用		
	①収益	②原価	設備管理部門			利用部門	利益（①－②）	モデルと比較する額（③－④）	③営業費用－利益	④報酬額等
				公衆電話撤去費用以外	公衆電話撤去費					
NTT東日本	-	2	2	1	1	0	▲2	▲5	▲5	0
NTT西日本	-	2	2	1	1	0	▲2	▲5	▲5	0
合計	-	4	4	2	3	0	▲4	▲11	▲10	1

（百万円）

IPモデル	LRICモデル							実際の費用		
	①収益	②原価	設備管理部門			利用部門	利益（①－②）	モデルと比較する額（③－④）	③営業費用－利益	④報酬額等
				公衆電話撤去費用以外	公衆電話撤去費					
NTT東日本		1	1	0	1	0	▲1	▲5	▲5	0
NTT西日本	-	2	2	0	1	0	▲2	▲5	▲5	0
合計	-	3	3	1	3	0	▲3	▲11	▲10	1

	モデル	採用した額	加重平均のための比率	補てん対象額
NTT東日本	PSTNモデル	▲2	約0.17	▲1
	IPモデル	▲1	約0.83	
NTT西日本	PSTNモデル	▲2	約0.17	▲2
	IPモデル	▲2	約0.83	
合計				▲3

４．補塡対象額と番号単価

・補塡対象額に支援業務費を加算し予測前年度過不足額を減算した額を、１月～１２月の予測番号総数で除すことにより、各事業者が負担する（合算）番号単価を算定。

○補塡対象額

	加入電話　※ワイヤレス固定電話を含む		第一種公衆電話		合　計
	基本料	緊急通報	市内通信	緊急通報	
ＮＴＴ東日本	1,790百万円	7百万円	2,023百万円	1百万円	3,822百万円
ＮＴＴ西日本	1,044百万円	4百万円	1,640百万円	2百万円	2,690百万円
東西計	2,834百万円	11百万円	3,664百万円	3百万円	6,512百万円
（参考）前年度	2,807百万円	25百万円	3,528百万円	3百万円	6,367百万円
増減	27百万円	▲14百万円	135百万円	0百万円	145百万円

○支援業務費　（令和７年予算額：予算額　75百万円 － 前期繰越額　10百万円）

65百万円

（令和６年予算額：50百万円）

○予測前年度過不足額

282百万円

○番号単価

$$\text{（合算）番号単価} = \frac{\text{補てん対象額（6,512百万円）＋支援業務費（65百万円）－予測前年度過不足額(282百万円)}}{\text{令和８年1月～12月までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計(2,994百万番号)}} = 2.10245719\text{円／月・番号}$$

（合算）番号単価　**2円／月・番号**

うち、東日本分：1.17381252円
　　西日本分：0.82618748円

＜前年度（７月～１２月）＞
３円／番号・月
ＮＴＴ東日本分：1.80347094円
ＮＴＴ西日本分：1.19652906円

（注）・東西合算の番号単価は整数未満を四捨五入
・東西別の番号単価は、合算単価を東西の補てん対象額の割合で案分

※（参考）前年度の合計額は第一種公衆電話の離島特例通信額も含む。

別紙２

第一種交付金の額及び交付方法認可申請書

ＴＣＡ支－４１３
令和７年９月１９日

総 務 大 臣
村上 誠一郎　殿

郵 便 番 号　　１０１－００５２

とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ

住　　所　　東京都千代田区神田小川町一丁目１０
興信ビル２Ｆ

いっぱんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名　一般社団法人電気通信事業者協会

かいちょう　しまだ　あきら

会長　島田　明

電気通信事業法第１０９条第１項の規定により、第一種交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

１　第一種交付金の額

NTT 東日本株式会社に対する
第一種交付金の額

$$= Ce - \sum_{t=1}^{n-1}[Pet \cdot Et] - \{Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft}[Pet \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1}[Pet \cdot Et] - \sum_{i=1}^{Ft'}[Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \} \cdot En / Mn - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn')$$

Cは、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額
〔＝6,511,901,440 円〕
Ceは、NTT 東日本株式会社の補てん対象額〔＝3,821,875,712 円〕
Sは、支援業務費の額〔＝65,052,279 円〕
nは、最終算定月〔＝令和８年１２月予定。以下、この計算式において同じ。〕
tは、各月（令和８年１月予定～最終算定月）
Etは、t月の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数
Enは、n月（最終算定月）の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数
Ftは、t月の負担事業者数

Nit は、*t* 月における *i* 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（*i* は、1～*Ft* までの整数値をとる）
Mn は、*n* 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）
Pet は、*t* 月の番号単価（番号単価は、平成１８年総務省告示第４２９号に従って算定する。また、原則として令和８年４月に修正し、同年７月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和８年１月～６月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.17381252 円／月・番号〕
n' は、前年度の最終算定月〔＝令和７年１２月予定。以下、この計算式において同じ。〕
t' は、前年度の各月（令和７年１月～前年度の最終算定月）
Et' は、*t'* 月の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数
En' は、*n'* 月（前年度の最終算定月）の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数
Ft' は、*t'* 月の負担事業者数
Nit' は、*t'* 月における *i* 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（*i* は、1～*Ft'* までの整数値をとる）
Nin' は、*n'* 月（前年度の最終算定月）における *i* 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（*i* は、1～*Ft'* までの整数値をとる）
Mn' は、*n'* 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）
Pet' は、*t'* 月の番号単価〔令和７年１月～令和７年６月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.20325396 円／月・番号、令和７年７月～１２月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.80347094 円／月・番号〕
Pen' は、*n'* 月（前年度の最終算定月）の番号単価
Ze は、前年度の最終算定月において、NTT 東日本株式会社の補てん対象額と NTT 東日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$〔＝Ce' ＋S' ・ Ce' / C' － \sum_{t'=1}^{n'-1} （\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' ・ Nit']） － \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' ・ Et'] 〕$$

C' は、前年度の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,367,363,695 円〕
Ce' は、前年度の NTT 東日本株式会社の補てん対象額〔＝3,830,777,793 円〕
S' は、前年度の支援業務費の額〔＝50,144,947 円〕

NTT 西日本株式会社に対する
第一種交付金の額

$$= \quad Cw - \sum_{t=1}^{n-1}[Pwt \cdot Wt] - \{Cw + S \cdot Cw \ / C - \sum_{t=1}^{n-1} \quad (\sum_{i=1}^{Ft}[Pwt \cdot Nit]) \ - \sum_{t=1}^{n-1}[Pwt \cdot Wt] -$$

$$\sum_{i=1}^{Ft'}[Pwn' \cdot Nin' - Zw \cdot Nin' / Mn'] - (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn') \} \cdot Wn / Mn$$

$$- (Pwn' \cdot Wn' - Zw \cdot Wn' / Mn')$$

Cは、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額
〔＝6,511,901,440 円〕
Cwは、NTT 西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,690,025,728 円〕
Sは、支援業務費の額〔＝65,052,279 円〕
nは、最終算定月〔＝令和８年１２月予定。以下、この計算式において同じ。〕
tは、各月（令和８年１月予定～最終算定月）
Wtは、t月の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数
Wnは、n月（最終算定月）の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数
Ftは、t月の負担事業者数
Nitは、t月における i番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（iは、1～Ftまでの整数値をとる）
Mnは、n月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）
Pwtは、t月の番号単価（番号単価は、平成１８年総務省告示第４２９号に従って算定する。また、原則として令和８年４月に修正し、同年７月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和８年１月～６月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.82618748 円／月・番号〕
n'は、前年度の最終算定月〔＝令和７年１２月予定。以下、この計算式において同じ。〕
t'は、前年度の各月（令和７年１月～前年度の最終算定月）
Wt'は、t'月の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数
Wn'は、n'月（前年度の最終算定月）の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数
Ft'は、t'月の負担事業者数
Nit'は、t'月における i番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（iは、1～Ft'までの整数値をとる）
Nin'は、n'月（前年度の最終算定月）における i番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（iは、1～Ft'までの整数値をとる）
Mn'は、n'月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

Pwt'は、t'月の番号単価〔令和７年１月～令和７年６月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.79674604円／月・番号、令和７年７月～１２月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.19652906円／月・番号〕

Pwn'は、n'月（前年度の最終算定月）の番号単価

Zwは、前年度の最終算定月において、NTT西日本株式会社の補てん対象額とNTT西日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$〔＝Cw'＋S'・Cw'/C'－\sum_{t'=1}^{n'-1}（\sum_{i=1}^{Ft'}[Pwt'・Nit']）－\sum_{t'=1}^{n'-1}[Pwt'・Wt']〕$$

C'は、前年度のNTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,367,363,695円〕

Cw'は、前年度のNTT西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,536,585,902円〕

S'は、前年度の支援業務費の額〔＝50,144,947円〕

※　各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）又は各第一種適格電気通信事業者の第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（３％）を超える場合の第一種交付金の額は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下「第一号算定等規則」という。）第５条第２項の規定による（整数未満の端数は、四捨五入）。

※　端数処理については、第一号算定等規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

　また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※　前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（令和７年１２月）から変更となる場合、ｔにおいて「令和８年１月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

２　交付方法

(1)　交付手段

第一種交付金の交付は銀行振込により行うものとする。

第一種交付金の振込手数料の負担は、第一種交付金を交付する支援機関が負うものとする。

(2)　第一種交付金額の通知

前年度の最終算定月の３箇月後から最終算定月の３箇月後までの間、毎月、第一種適格電気

通信事業者に対して第一種交付金額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の３箇月後に第一種適格電気通信事業者に対して通知する第一種交付金額は、第一号算定等規則第２７条第２項に規定する「残余の額」に係るものとする。

⑶　第一種交付金の交付期限

毎月の第一種交付金額の通知の日の属する月の翌月までに第一種交付金を交付する。

⑷　各月の第一種交付金の額の計算方法

①前年度の最終算定月の３箇月後から最終算定月の２箇月後までの間、毎月、第一種適格電気通信事業者に対して通知を行う第一種交付金の額の計算方法

＝　第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の額の合計額

$$\times \left(\frac{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額＋支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額}} \right)$$

②最終算定月の３箇月後に第一種適格電気通信事業者に対して通知を行う第一種交付金の額の計算方法

＝　（第一種負担金を納付すべき全接続電気通信事業者等の当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の総額　－　前年度の最終算定月の３箇月後から最終算定月の２箇月後までに第一種負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた当該第一種適格電気通信事業者に係る第一種負担金の総額）

$$\times \left(\frac{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該第一種適格電気通信事業者の補てん対象額＋支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額}} \right)$$

ただし、各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）又は各第一種適格電気通信事業者の第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（３％）を超える場合は、以下の金額を控除する。

「①及び②の合計額」－「第一号算定等規則第５条第２項の規定により算定した額（整数未満の端数は、四捨五入）」

①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

⑸　第一種交付金の交付の特例

第一種交付金の交付期限までに、第一号算定等規則第２２条第１項各号に規定する事由が生

じた場合、同項の規定に基づき、第一種交付金を減額することができる。ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から第一種負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第２項の規定に基づき案分して算定した額を第一種交付金として速やかに第一種適格電気通信事業者に交付する。

(6)　第一種交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第一種交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
② 当該口座からの振込先を各第一種適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

３　その他

第一号算定等規則第３条但し書きの規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、上記の記載によらず許可を得た方法により第一種交付金の額を算定し、第一種交付金を交付することとする。

別紙３

第一種負担金の額及び徴収方法認可申請書

ＴＣＡ支―４１４
令和７年９月１９日

総 務 大 臣
村上 誠一郎　殿

郵 便 番 号　１０１－００５２

住　　所　東京都千代田区神田小川町一丁目１０
興信ビル２Ｆ

名称及び代表者の氏名　一般社団法人電気通信事業者協会
会長　島田　明

電気通信事業法第１１０条第２項の規定により、第一種負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

１　第一種負担金の額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定）
以下の①及び②の要件を充足する接続電気通信事業者等ごとに算定
② 前年度の電気通信事業収益が１０億円を超える事業者
③ 令和７年度において、当該電気通信事業者が総務大臣から指定を受けた電気通信番号（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下、「第一号算定等規則」という。）別表第１１に掲げるものに限る。）を最終利用者に付与している事業者

NTT 東日本株式会社に係るもの
各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額

$$= \sum_{t=1}^{n-1}[Pet \cdot Nt] + \{Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft}[Pet \cdot Nit]) - \sum_{t=1}^{n-1}[Pet \cdot Et] -$$

$$\sum_{i=1}^{Ft'}[Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin'/Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En'/Mn')\} \cdot Nn/Mn$$

$$+ Pen' \cdot Nn' - Ze \cdot Nn'/Mn'$$

Cは、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額
〔＝6,511,901,440 円〕
Ceは、NTT 東日本株式会社の補てん対象額〔＝3,821,875,712 円〕
Sは、支援業務費の額〔＝65,052,279 円〕
nは、最終算定月〔＝令和８年１２月予定。以下、この計算式において同じ〕
t は、各月（令和８年１月予定～最終算定月）
Etは、t 月の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数
Ftは、t 月の負担事業者数
Nitは、t 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（i は、1～Ft までの整数値をとる）
Ntは、t 月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（Ntは、N_1t, N_2t, …, $N_{Ft}t$ のうちの対応する値）
Nnは、n 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（Nnは、N_1n, N_2n, …, $N_{Ft}n$ のうちの対応する値）
Mnは、n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）
Petは、t 月の番号単価（番号単価は、平成１８年総務省告示第４２９号に従って算定する。また、原則として令和８年４月に修正し、同年７月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和８年１月～６月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、1.17381252 円／月・番号〕
n'は、前年度の最終算定月〔＝令和７年１２月予定。以下、この計算式において同じ。〕
t'は、前年度の各月（令和７年１月～前年度の最終算定月）
Et'は、t' 月の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数
En'は、n' 月（前年度の最終算定月）の NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数
Ft'は、t' 月の負担事業者数
Nit'は、t' 月における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（i は、1～Ft' までの整数値をとる）
Nin'は、n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（i は、1～Ft' までの整数値をとる）
Nn'は、n' 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（Nn'は、N_1n', N_2n', …, $N_{Ft}n'$ のうちの対応する値）
Mn'は、n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者である NTT 東日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）
Pet'は、t' 月の番号単価〔令和７年１月～令和７年６月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 1.20325396 円／月・番号、令和７年７月～１２月の各月末の算定対象電気

通信番号に適用する番号単価は 1.80347094 円／月・番号〕
Pen' は、*n'* 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Ze は、前年度の最終算定月において、NTT 東日本株式会社の補てん対象額と NTT 東日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$〔＝Ce' ＋S' ・ Ce' / C' － \sum_{t'=1}^{n'-1} （\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' ・ Nit']） － \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' ・ Et'] 〕$$

C' は、前年度の NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,367,363,695 円〕
Ce' は、前年度の NTT 東日本株式会社の補てん対象額〔＝3,830,777,793 円〕
S' は、前年度の支援業務費の額〔＝50,144,947 円〕

NTT 西日本株式会社に係るもの
各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額

$$= \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt ・ Nt] ＋ ｛ Cw ＋ S ・ Cw / C － \sum_{t=1}^{n-1} （ \sum_{i=1}^{Ft} [Pwt ・ Nit] ） － \sum_{t=1}^{n-1} [Pwt ・ Wt] －$$

$$\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwn' ・ Nin' － Zw ・ Nin' / Mn'] － （Pwn' ・ Wn' － Zw ・ Wn' / Mn'） ｝・ Nn / Mn$$

$$＋ Pwn' ・ Nn' － Zw ・ Nn' / Mn'$$

C は、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社の補てん対象額の合計額
〔＝6,511,901,440 円〕
Cw は、NTT 西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,690,025,728 円〕
S は、支援業務費の額〔＝65,052,279 円〕
n は、最終算定月（＝令和８年１２月予定。以下、この計算式において同じ。）
t は、各月（令和８年１月予定～最終算定月）
Wt は、*t* 月の NTT 西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数
Ft は、*t* 月の負担事業者数
Nit は、*t* 月における *i* 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（*i* は、1～*Ft* までの整数値をとる）
Nt は、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（*Nt* は、N_1t, N_2t, …, $N_{Ft}t$ のうちの対応する値をとる）

*Nn*は、*n*月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（*Nn*は、N_1n, N_2n, …, $N_{Ft}n$のうちの対応する値）
*Mn*は、*n*月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者であるNTT西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）
*Pwt*は、*t*月の番号単価（番号単価は、平成１８年総務省告示第４２９号に従って算定する。また、原則として令和８年４月に修正し、同年７月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔令和８年１月～６月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、0.82618748円／月・番号〕
*n'*は、前年度の最終算定月〔＝令和７年１２月予定。以下、この計算式において同じ。〕
*t'*は、前年度の各月（令和７年１月～前年度の最終算定月）
*Wt'*は、*t'*月のNTT西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数
*Wn'*は、*n'*月（前年度の最終算定月）のNTT西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数
*Ft'*は、*t'*月の負担事業者数
*Nit'*は、*t'*月における*i*番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（*i*は、1～*Ft'*までの整数値をとる）
*Nin'*は、*n'*月（前年度の最終算定月）における*i*番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（*i*は、1～*Ft'*までの整数値をとる）
*Nn'*は、*n'*月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数
（*Nn'*は、N_1n', N_2n', …, $N_{Ft}n'$のうちの対応する値）
*Mn'*は、*n'*月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に第一種適格電気通信事業者であるNTT西日本株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）
*Pwt'*は、*t'*月の番号単価〔令和７年１月～令和７年６月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は0.79674604円／月・番号、令和７年７月～１２月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は1.19652906円／月・番号〕
*Pwn'*は、*n'*月（前年度の最終算定月）の番号単価
*Zw*は、前年度の最終算定月において、NTT西日本株式会社の補てん対象額とNTT西日本株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$〔＝Cw' ＋S' ・ Cw' / C' − \sum_{t'=1}^{n'-1} （\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' ・ Nit']） − \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' ・ Et'] 〕$$

*C'*は、前年度のNTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の補てん対象額の合計額〔＝6,367,363,695円〕
*Cw'*は、前年度のNTT西日本株式会社の補てん対象額〔＝2,536,585,902円〕
*S'*は、前年度の支援業務費の額〔＝50,144,947円〕

※　各接続電気通信事業者等（第一種適格電気通信事業者であるものを除く。）の第一種負担金の総額（第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の合計額をいう。）の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該第一種負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合（３％）を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。

※　各第一種適格電気通信事業者における「第一種負担金の額と当該第一種適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の合計額（以下「第一種負担金等の額」という。）の当該第一種適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合（３％）を超える場合には、当該第一種負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。

※　端数処理については、第一号算定等規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※　前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（令和７年１２月）から変更となる場合、ｔにおいて「令和８年１月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

２　徴収方法

⑴　納付手段

第一種負担金の納付は、銀行振込により行うものとする。

第一種負担金の振込手数料の負担は、第一種負担金を納付する接続電気通信事業者等が負うものとする。

⑵　第一種負担金額の通知

第一種負担金の納付額等を相互に確認するため、第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対し、以下の事項を通知する。

①　各接続電気通信事業者等の第一種負担金の額

②　第一種負担金の納付期限

③　第一種負担金を納付する口座名義・口座番号

なお、各接続電気通信事業者等に対する第一種負担金額の通知については、第一号算定等規則第２７条第２項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る第一種負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以

降毎月行うこととする。

⑶　第一種負担金の納付期限

毎月の番号数報告期限の翌月の２５日までとする。

⑷　延滞金の納付

納付期限までに第一種負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数について、日１万分の４の割合を乗じた延滞金を納付するものとする。

⑸　第一種負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第一種負担金の徴収に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
② 当該口座からの振込先を各第一種適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

３　その他

第一号算定等規則第３条但し書きの規定に基づき、総務大臣の許可を得た場合は、上記の記載によらず許可を得た方法により第一種負担金の額を算定し、第一種負担金を徴収することとする。